



北竜町 不妊治療費助成事業



北竜町では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、治療に要した本人負担額の一部を助成します。

<助成の対象>

	一般不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成事業
対象のご夫婦 (全てに該当する方)	①北竜町に居住し、住所の有する夫婦 ②公的健康保険（国保、社保など）に加入している方	①法律上の婚姻をしている夫婦で、いずれか一方が北竜町に住所のある方 ②北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成の決定通知書を受けた方 ③同一の治療に関して他の市町村から同様の助成を受けていない方
対象の治療	特定不妊治療（右記）を除く、 タイミング法、薬物療法、人工授精など （診断のための検査や治療の一環として実施される調剤を含みます）	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）

<助成の内容>

1. 一般不妊治療費助成事業

- (1) 一般不妊治療に要した治療費の本人負担額の2分の1を助成します。
(個室料、食事代など治療以外の費用は除きます。)
- (2) 一年度につき1回、10万円を上限の金額として、通算3年まで助成します。

2. 特定不妊治療費助成事業

- (1) 特定不妊治療に要した治療費から北海道の助成金を控除した額の9割を助成します。
- (2) 1回の助成額の上限は、15万円です。
※以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合・採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合：一回の助成額の上限は7万5千円

《助成回数》

平成28年4月1日改正

初めて助成を受ける際の妻の開始年齢	40歳未満	40歳以上 43歳未満	43歳以上
期間	43歳になるまで	43歳になるまで	助成なし
助成回数	通算6回	通算3回	

※平成27年度までに助成を受けた回数も通算されます。

裏面：申請方法、申請時に必要なもの

<申請方法、必要なもの>

1. 一般不妊治療費助成事業

一年度分をまとめて3月に申請してください。年度途中で治療が終了した場合は随時申請することもできます。

■申請に必要な書類

- (1) 北竜町一般不妊治療費助成事業申請書（役場窓口でお渡しします。）
- (2) 北竜町一般不妊治療費助成事業 受診等証明書
（申請を希望される前に医療機関に記載してもらう証明書の用紙をお渡しします。）
- (3) 医療機関が発行した領収書（院外処方薬に係わる薬局の領収書を含む）

■その他 必要なもの

- (1) 助成金振込のための銀行口座番号（きたそらち農協、北空知信用金庫、ゆうちょ銀行）
- (2) 印鑑

2. 特定不妊治療費助成事業

原則的に、治療が終了した年度内に助成します。北海道の「北海道特定不妊治療費助成事業」の助成決定指
令書が届きましたら、速やかに町へ申請して下さい。

■申請に必要な書類

- (1) 北竜町特定不妊治療費助成事業申請書（役場窓口でお渡しします。）
- (2) 北海道の助成決定通知書の写し
- (3) 北海道に申請する際に添付する、特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し

■その他 必要なもの

- (1) 助成金振込のための銀行口座番号（きたそらち農協、北空知信用金庫、ゆうちょ銀行）
- (2) 印鑑

※申請に必要なものを持参し、直接住民課保健指導係へ申請するか、
ご希望により保健師がご自宅に訪問して申請を受けることもできます。
お気軽にご相談下さい。



（北竜町役場保健指導係 電話 34-2111）